

令和3年4月1日

事業者 各位

東京都公立大学法人
総務部会計管理課長

契約手続に係る遅延利息の率の変更について

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正され、令和3年4月1日より適用となりました。

このため、当法人のなす契約についても、適用日以降に適用される遅延利息の率については、契約条項の定めに関わらず「年2.5%」といたします。